

職場における化学物質等の
管理のあり方に関する検討会 意見陳述資料

職場における化学物質等の
管理のあり方に関する意見

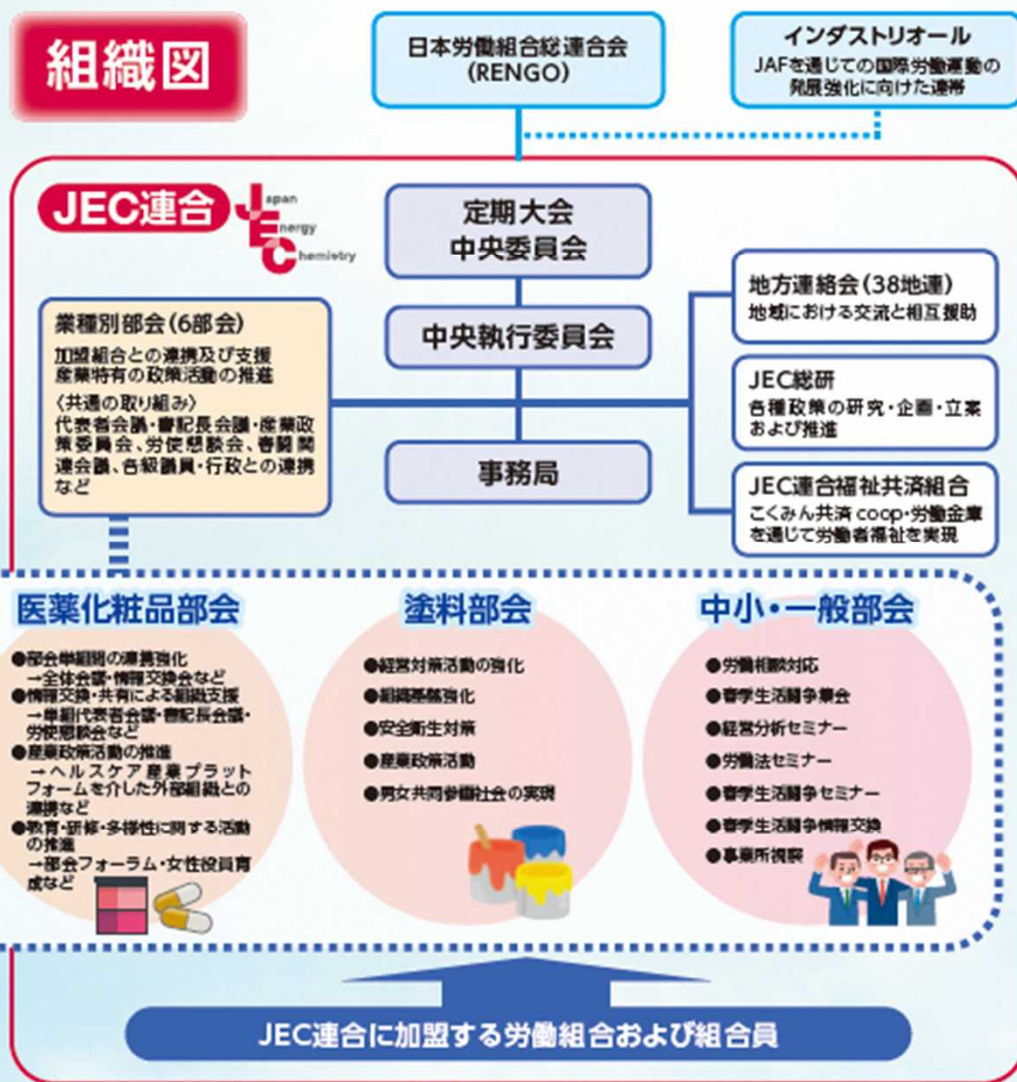
2019年10月18日

日本化学エネルギー産業労働組合連合会

JEC連合の理念

- 私たちは、労働組合の社会的役割と責任を常に考え、すべての働く仲間の立場に立った運動を能動的に展開し、自由、平等、公正、包摂的な社会の実現をはかります。
- 私たちは、化学・エネルギー関連産業に集う仲間と共に行動し、助け合い分かち合う心をもって、思いを共にする仲間を増やす運動を展開します。
- 私たちは、自由にして民主的な運動を基に、地域、業種の主体性を尊重し、環境の変化に対応できる多様性ある組織をめざします。
- 私たちは、国内外の働く仲間と手を結び、地球環境保全、世界平和の実現に貢献し、社会から信頼される組織をめざします。
- 私たちは、化学・エネルギー関連産業が社会と共存し、持続可能で健全な発展に取り組みます。

組織図



- ・ J E C 連合は、化学・エネルギー産業に従事する労働組合で構成される連合会である。
- ・ 組合員は、化学製品の製造、販売、流通に携わっており、化学物質に日常的に接する環境にいる。

- 近年、化学物質管理・規制の検討において、結果として有害性や保健衛生上の危害が認められない事例が一部にある。
- 検討過程での非有害性の実証を鑑みるに、候補物質のリストアップのあり方については見直しの余地があるのではないか。
- 労働者としては、真に有害性がある物質については早期の規制や適切な管理下におかれるべきとの立場。
- しかしながら、不用意な検討そのものが風評被害や使用現場の混乱を招いていることをご理解いただきたい。
- 化学物質管理・規制はあくまでレギュラトリーサイエンスに基づいた上で、国民の生命と健康の保護が図られるよう、検討プロセスを柔軟に見直せる体制とすべきではないか。

・ ポリ塩化ビニルの安衛令別表9の通知対象物とすべき検討に係る経緯

2015年度 化学物質のリスク評価に係る企画検討会報告書にて継続検討すべき物質として勧告

2016年度 GHS分類及び区分を指定

2016年度 化学物質のリスク評価に係る企画検討会報告書にて、今後、考え方を整理すべき物質として整理。物質固有の有害性ではなく、粉状としての有害性として結論付けられた。

2017年度 安全衛生部長名にて「粉状物質の有害性情報の伝達による健康防止の取り組みについて」通達。業界団体にてSDSの見直しが図られる。

- GHSは物質及び混合物に固有な有害性情報に関する情報伝達を目的に整理される。
- GHS分類があることで物質固有の有害性があるとの誤解や風評被害、使用現場での混乱を招く恐れがある。
- 別表9に追加するにあたってはGHS分類が必要だが、結果に先んじてGHSを定めたプロセスは見直しの余地があるのではないか。
- 2016年度報告書に記載のとおり、不活性の粉状物質の吸入自体が問題となる物質は多岐にわたり、法に基づく表示通知義務を課すべき固有の有害性があるか留意して検討する必要がある。
- 同様の状況にある粉じんについて、GHS分類に反映させず単にSDSで情報を伝達するといった整理も出来るのではないか。

・酸化チタンの健康障害防止措置検討に係る経緯

2009年度 有害ばく露作業報告対象物質として選定

2017年度 化学物質による労働者の健康障害防止措置に係る検討会での検討開始

2018年度 物質特有の有害性が粉じんとしての有害性が未確定の状況であることから、措置検討会での検討をいったん中断。化学物質のリスク評価検討会に議論を差し戻し、研究機関に長期発がん性試験を委託し改めて有害性評価を実施することに。

- 措置検討会は、化学物質のリスク評価に係る企画検討会、リスク評価検討会の議論を経て、規制措置等が必要とされた物質について健康障害防止措置の検討をする会議であり、検討中の物資はまもなく規制されるとの認識が一般的。
- 酸化チタンについて、議論をリスク評価検討会に差し戻した結論は適切だが、そもそもの初期リスク評価における、有害性評価小検討会や発がん性評価WGでの検討の在り方には見直しの余地があるのではないか。
- 特に、IARCの区分に依拠するプロセスには、IARCでの区分根拠となった論文の質や試験の信ぴょう性・正当性を見極めたの上で俎上に乗せるべきではないか。
- いずれにせよ、物質固有の有害性と粉状としての有害性の見極めによる議論の混乱が続いていることから、検討中の風評被害や使用現場の混乱も踏まえ、特にナノ物質の職場における管理のあり方について、国際的な議論も踏まえた新たな指針を早急に取りまとめるべきではないか。